

空家バンク登録物件対象

令和7年度分
4/1
受付開始

空家バンクに登録して売買契約又は賃貸借契約が成立すると・・・

龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業

上限10万円 家財処分費 上限50万円 改修工事費 補助事業スタート!

空家バンク制度に登録された空家の売買等契約が成立し、一定の要件を満たした場合に、家財処分や改修工事に係る費用の一部を補助します。

費用補助までの流れ

物件登記者

交渉申込者

STEP

家財処分費補助金

(空家に残った家財の処分費用)

- ・家財処分に要する経費が対象
- ・上限10万円(対象費用1/2)

空家改修工事費補助金

(屋根・壁・天井、台所などの改修工事費用 ※解体対象外)

- ・改修工事に要する経費が対象
- ・上限50万円(対象費用1/2)

1 空家
バンク
登録

まずは空家バンクに登録【必須条件】

空家等登録申込書を提出

居住していない、居住をしなくなる予定の家を登録し、「売る」「貸す」相手を探します。

交渉申込書を提出

空家を購入・借りたい方は交渉申込をして、空家バンクの物件情報を入手します。

2 物件
売買
契約

登録した空家の売却・賃貸



登録した物件を空家バンク交渉申込者と売却・賃貸の契約を結びます。

登録されている空家の購入・賃貸



登録されている物件の売却・賃貸の契約を結びます。

3 補助金
申請

補助金交付申請書を市に提出 ▶ 補助金の交付決定

※家財処分費と空家改修工事費で添付書類が異なります。詳細はお問い合わせください



主な
必要書類

- 事業補助申請書
- 実施計画書
- 費用が分かる見積書
- 処分前・施工前の写真
- 登録物件の売買契約書

- 誓約書

空家改修工事費補助金のみ必要

- 建築確認済証か耐震基準適合証明書
- 申請者の住民票の写し

4 実施
報告
請求

処分・工事の実施・実績報告・請求・補助金の支払い

補助金の交付決定後、業者との契約を行い、家財処分・改修工事を行います。完了後、実績報告をいただいたのち、最終的な交付決定額を確定します。確定後に、申請者から請求をいただき、市から補助金が支払われます。

申請書の入手方法

申請書をはじめとする必要書類は、市公式ホームページからダウンロードもしくは、まちの魅力創造課窓口で配布しています。

主な要件(詳細要確認)

- 空家バンク制度の登録者
- 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた住宅
- 市内に本店・支店等がある業者が請け負うことなど、要件がありますので、ご確認ください。

お問い合わせ

龍ヶ崎市まちの魅力創造課 空家対策室



0297-64-1111

龍ヶ崎市 空家バンク

